## 意見案第10号

## 朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射に関する意見書

去る日本時間の今月4日午前9時39分ごろ、朝鮮民主主義人民共和国(以下、「北朝鮮」という。)が発射した弾道ミサイルは、2500キロメートルを大きく超える高度に達し、約40分間にわたり約900キロメートル飛翔して秋田県男鹿半島西方沖となる我が国の排他的経済水域内に落下したものと推定されている。

我が国を初め国際社会は、北朝鮮に対して、累次にわたり、関連の国連安保理決議を 完全に遵守し、核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行為を決して行わないよう繰り返 し要求してきた。

このような中、北朝鮮は、昨年、2度の核実験に加え20発を超えるミサイルを発射し、本年は、既に11回のミサイル発射を繰り返し強行しており、付近を航行する航空機や船舶の安全確保の観点から、極めて問題のある行為であり、日本海で操業する漁業者の生命や安全・安心を脅かすものとして、漁業者の不安は極限まで高まっている。また、「弾道ミサイル技術を使ったすべての発射」を禁じた国連安全保障理事会決議1874号を初めとする累次の安保理決議にも違反し、我が国の安全保障に対して直接的かつ深刻な脅威を及ぼすとともに、東アジアを初め世界の平和と安全を著しく損なうものとして、断じて容認することはできない。

よって、国においては、北朝鮮の行動が新たな段階の脅威であるとの認識のもと、国 民の生命・財産を守るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 北朝鮮に対しては、国際社会との緊密な連携のもと、これまでの国連安保理決議に 基づく制裁措置の完全なる履行はもとより、我が国として、断固たる厳しい措置をと るなど毅然とした態度で臨み、今後、このような暴挙が決して繰り返されることのな いよう、早急な解決に向けた実効ある措置を講ずること。
- 2 国民の生命と安全を確保するため、関係省庁が一丸となって、ミサイル発射に関する迅速な情報の連絡体制を構築し、国民に対して的確な情報提供を行うこと。
- 3 万が一、被害が発生した場合には、速やかな対策を講ずること。 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

## 平成 年 月 日